遺産に香港の銀行預金がある場合の相続手続について

令和３年５月２１日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

第２　手続の流れ

１　相続手続の前提

被相続人の遺産として，香港にある銀行の預金口座がある場合，原則として，香港の裁判所を通じて手続をしなければ，相続手続を行うことができない。

日本の弁護士では，香港の裁判所への手続ができないので，香港の弁護士と連携をとれない状況だと，相続手続を実施することが困難である。

※例外的に香港の裁判所を通さない手続もあるような情報も耳にしたが，情報が不正確すぎるため説明を省略する。

２　香港の弁護士と連携がとれる場合の日本国内の手続の流れ

(1) 日本国内では，①宣誓認証（下記書類），②公印証明，③アポスティーユ（日本の公文書を外国の官公庁に提出する際に必要とされる日本の公的機関から認証されて発行された公文書であることを証明するもの）の手続を実施しなければならない。

記

（作成しなければならない書類）

・Affirmation by Administratrix
・Assets and Liabilities_Affirmation
・Assets and Liabilities_Schedule
・Ex parte Application

※認証予定の書類４通は２セット必要（１通は申込者，１通は保管用）

(2) 基本的には，①公証役場で宣誓認証をした後，②宣誓文書について法務局で公印証明を取り，③外務省でアポスティーユを取得しなければならないが，東京など特定の公証役場であれば，①～③をワンストップサービスで公証役場のみで手続をすることができる。ただし，その際，英文の宣誓認証をしなければならないので，対応できる公証人が限られると思われる。

(3) 相続人と通訳人が宣誓認証の署名・押印をしなければならないので，公証役場に両者が行く必要がある。なお，弁護人は，通訳人を兼ねることはできる。

(4) 日本国内の手続ではないが，香港の弁護士が香港の裁判所に上記の認証をうけた書類等を提出して，相続人が遺産管理人となる遺産管理状を発行してもらう。

香港の弁護士から，香港の銀行に対して，遺産管理状や私署認証等の必要書類を送付して，払い戻しの手続を実施してもらう。

(5) 日本の預金口座しかなければその預金口座に振り込みをしてもらう。なお，その際には，SWIFT Code 等も伝える必要がある。

また，香港の銀行において日本円に両替したうえで，指定の日本の銀行口座に送金するように指示する場合には，公証人の面前での私署認証（アポスティーユ含む）をしなければならない。

以上